十八、共済組合管理ニ組合員ヲ参加セシムル目的ヲ以テ法人トスル件

同志會　　說明　　龜口

我等ハ共済組合ニ掛金シテキナガラ之レニ對シ何等ノ關與ノ權ヲ有セズ實ニ不合理ナリ故ニ吾々モ之ニ關與スル事ニシテモラヒ實行方法トシテハ中央委員ヨリ交渉シテ貰ヒタイ

滿場代議員滿呑賛成

十九、官業運動史編輯ノ件　　名古屋向上會

說明　龜井

幾多ノ同志ヲ犧牲ニシ壓迫ヲ斥ケツツ過去十ケ年我等無產階級解放ノタメニ戰ソテ來タ我ガ官業勞働總同盟ノコノ意義アル歷史ヲ永久ニ飾ラスタメ本案ヲ提出シタノデアル

實行方法　各加盟組合ハ一名宛責任ヲ以テソノ地方的運動ノ狀勢ヲ本部ニ報告シ本部ハ組織部長或ハ教育部長全責任ヲ以テ之レヲ完成スルコト　委員ハ議長ニ一任

一般財団法人協調會大阪支所